令和7年8月8日

大都市制度,行財政改革特別委員会

財務部財 政課税務総務課企画調整部企 画課

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(令和8年度) 《通称「青本」》について

## 【資料】

資料1

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(令和8年度)

資料 2

大都市財政の実態に即応する財源の拡充に関する調(令和7年度)

• 資料3

大都市財源拡充に関する要望運動の進め方について

# 令和8年度

大都市財政の実態に即応する 財源の拡充についての要望

令和7年10月

指 定 都 市

# 目 次

○要望の背景	L
○要望事項	
<税制関係>	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正 3	}
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化 5	)
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設 7	,
4 個人住民税の一層の充実 9	)
5 固定資産税等の安定的確保	1
<財政関係>	
6 国庫補助負担金の改革	5
7 国直轄事業負担金の廃止	7
8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	9
9 地方債制度の充実	1

# 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度、生活環境や都市機能の充実・向上のための財政需要が増加しているほか、道府県から移譲されている大都市特例事務を担っていますが、現状において税制・財政上の措置は十分ではありません。加えて、地方法人税導入により都市税源の更なる確保が厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいますが、過去の経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらに、全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策や国土強靭化の取組のほか、物価高への対応などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の持続的な成長に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、物価高への対応に加え、こども・子育て政策の強化、社会資本の強靱化・長寿命化、持続可能な学校体制づくり、脱炭素社会の実現、自治体DXの推進等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そのため、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置されることが重要です。

真の分権型社会の実現に向け、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により税源配分の是正を行うなど、地方税財源を拡充強化するとともに、増大する財政需要に対応し、自主的かつ安定的な財政運営を行うため、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく、必要な地方財源の総額を確保し、都市税源の拡充強化を図ること等により、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

令和7年10月

#### 指定都市市長会

#### 札 幌 市長 元 広 秋 克 仙台 市 長 郡 和 子 さいたま市長 勇 人 清 水 市長 \_ 千 葉 神 谷 俊 市 紀 Ш 崎 長 福 田 彦 横 浜 市 長 中 竹 春 Ш 相模原市長 賢太郎 本 村 新 潟 市 長 中 原 八 市 長 波 静 出 難 喬 司 浜 松 市 長 中 野 祐 介 名古屋市長 郎 広 沢 京 都 市 長 松 井 孝 治 大 市 幸 阪 長 横 山 英 堺 市 長 永 藤 英 機 戸 喜 浩 神 市 長 久 元 市 出 山 長 大 森 雅 夫 實 市 # 広 島 長 松 北九州市長 武 内 久 和 市 宗一郎 福 出 長 高 島 熊 本 市 長 大 西 史

#### 指定都市議長会

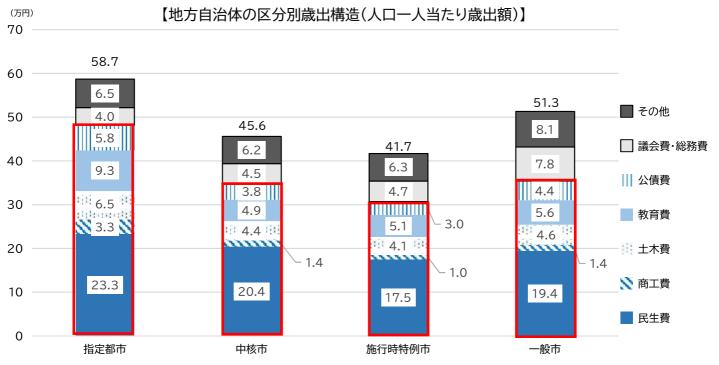
札幌市議会議長 内 長 直 也 仙台市議会議長 橋 本 啓 \_\_ さいたま市議会議長 伊 藤 仕 千葉市議会議長 則 松 坂 吉 川崎市議会議長 典 之 原 健 横浜市議会議長 渋 谷 相模原市議会議長 大 槻 弘 和 新潟市議会議長 野 清一郎 小 静岡市議会議長 田鶴子 根 Ш 髙 浜松市議会議長 林 修 学 名古屋市議会議長 Ш 西 京都市議会議長 下 村 あきら 大阪市議会議長 村 幸太郎 杉 堺市議会議長  $\blacksquare$ 浩 延 西 野 神戸市議会議長 記 菅 吉 士 岡山市議会議長 裕 田 広島市議会議長 彦 八 條 範 北九州市議会議長 中 村 雄 義 福岡市議会議長 平 畑 雅 博 熊本市議会議長 文 大 石 浩

# 要望の背景

# ① 大都市特有の財政需要による高い歳出水準

大都市は、集積性・高次性・圏域における中枢性を有し、日本経済牽引の役割を担う一方で、 経済・生活のインフラ問題や福祉の問題など、過密・集中による都市的課題を抱えている。

そのため指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの 対応に要する土木費や民生費などの大都市特有の財政需要のほか、道府県から移譲されてい る特例事務があることから、人口一人当たり歳出額は大きくなる。

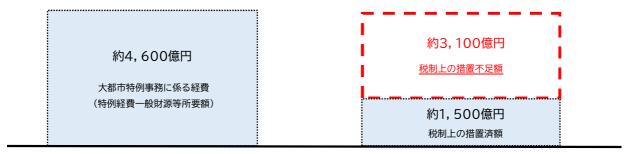


#### \*令和5年度市町村別決算状況調

# ② 大都市特例事務に係る税制上の措置不足

道府県から権限移譲された大都市特例事務について、所要額が税制上措置されていない。

# 【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】



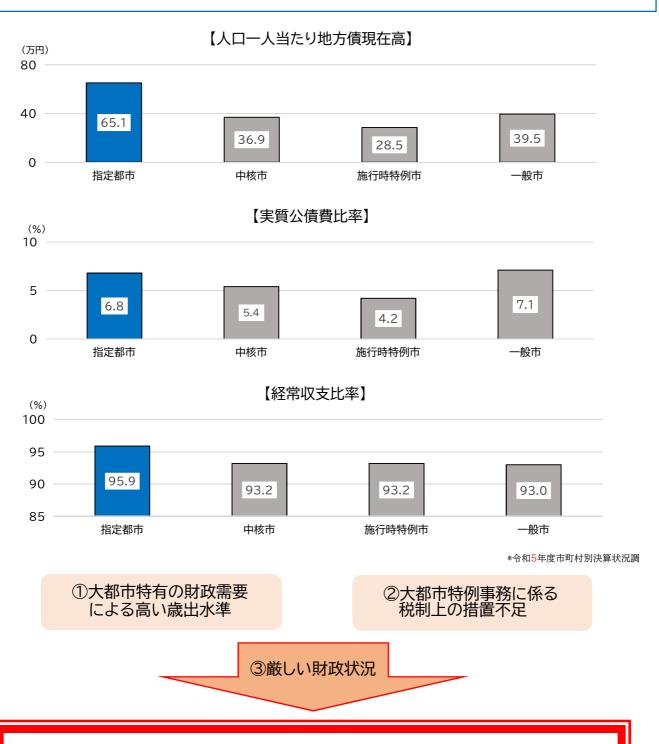
注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

\*令和7年度予算による概算

# ③ 厳しい財政状況

指定都市では、インフラに多額の整備費が必要であることから、人口一人当たり地方債現在 高が突出して高く、地方債償還額が大きくなるため実質公債費比率も高い水準にある。

さらに、指定都市では大都市特有の財政需要や大都市特例事務に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率が高いなど厳しい財政状況となっている。



大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化など

大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要

-2-

# 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

# 要望①

税源移譲により、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割分担を 抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高 めていくこと。

#### [現状と課題]

現状における国・地方間の「税の配分」は6:4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3:7となっており、依然として大きな乖離がある。

#### 〔要望内容〕

地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

# 要望②

地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

#### [現状と課題]

地方自治体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

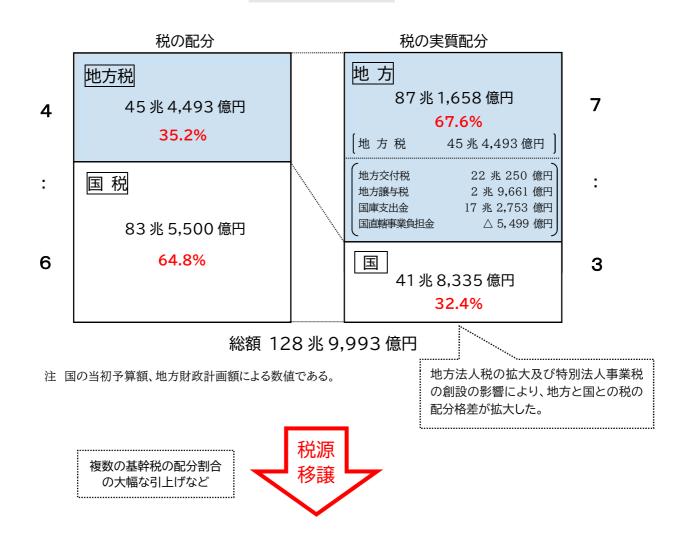
#### 〔要望内容〕

地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

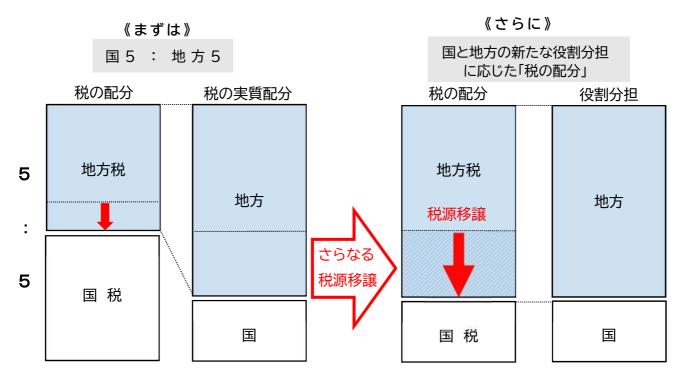
#### 【国・地方における税の配分状況(令和7年度)】

#### 《現状》

国 6 : 地方 4



#### 【真の分権型社会の実現】



# 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

# 要望①

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

#### 〔現状と課題〕

指定都市は、圏域の中枢都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

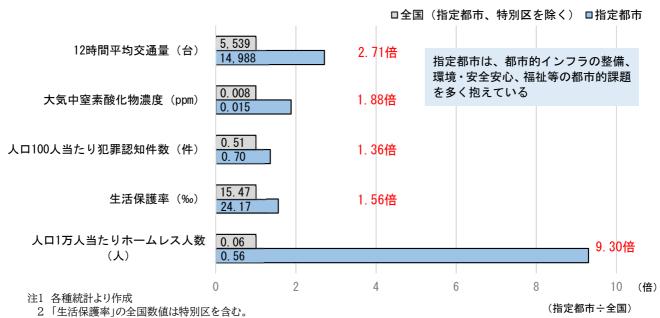
#### 〔要望内容〕

指定都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業集積に伴う 社会資本整備などの行政サービスを享受していることを踏まえ、消費・流通課税及び法人所 得課税の配分割合を拡充すべきである。

特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源であるため、より一層の充実を図る必要がある。

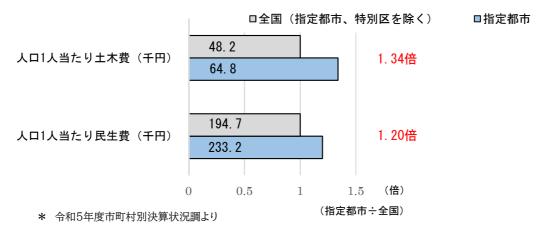
また、法人住民税についても、法人が市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政 サービスを享受していることによる、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹 税目として重要な役割を果たしていることから、その配分割合の拡充を図る必要がある。

## 【都市的課題(全国平均との比較)】

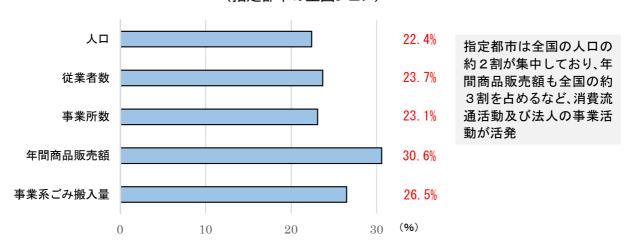


(10)

#### 【都市的財政需要(全国平均との比較)】



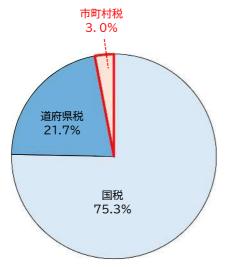
# 【活発な消費流通活動及び法人の事業活動】 (指定都市の全国シェア)



-6-

#### 【消費・流通課税の配分割合】

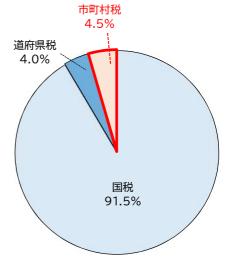
(令和7年4月1日時点)



- 注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
  - 2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。
  - 3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後において も、市町村の配分割合は 12.1%にすぎない。
  - 4 国税のうち消費税の 19.5%及び酒税の 50%については 地方交付税原資とされている。

#### 【法人所得課税の配分割合(実効税率)】

(令和7年4月1日時点)



- 注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
  - 2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
- 3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。
- 4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

(11)

# 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

# 要望①

道府県から指定都市への移譲事務について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

#### 〔現状と課題〕

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限(以下「大都市特例事務」という。)を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けている にもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関 係にねじれが発生している。

#### 〔要望内容〕

指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・ 権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずるべきである。

# 【受益と負担の関係のねじれ】

#### 指定都市の市民は

- 大都市特例事務に係る行政サービスは「指定都市から受益」
- その経費は「道府県税として負担」



大都市特例税制の創設によりねじれを是正

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し(大都市特例税制の創設)により措置

(個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲)

(12) -7-

#### 【大都市特例事務に係る税制上の措置不足額】

(令和7年度予算による概算)



注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

#### 【大都市特例事務】

- <地方自治法に基づくもの>
- ・児童福祉・民生委員・身体障害者福祉・生活保護・行旅病人及び死亡人・社会福祉事業
- ・知的障害者福祉 ・母子及び父子家庭並びに寡婦福祉 ・老人福祉 ・母子保健 ・介護保険
- ・障害者自立支援・生活困窮者自立支援・食品衛生・医療・精神保健及び精神障害者福祉

-8-

- ·結核予防 ·難病対策 ·土地区画整理事業 ·屋外広告物規制
- <個別法に基づくもの>
- ・土木出張所 ・衛生研究所 ・定時制高校人件費 ・国道及び道府県道の管理 等

(13)

# 4 個人住民税の一層の充実

# 要望①

市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

# 〔現状と課題〕

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税である。

指定都市の市税収入のうち約4割を占める基幹税目となっており、基礎的行政サービスの 提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。

平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然 として市町村への配分割合は低い状況で推移している。

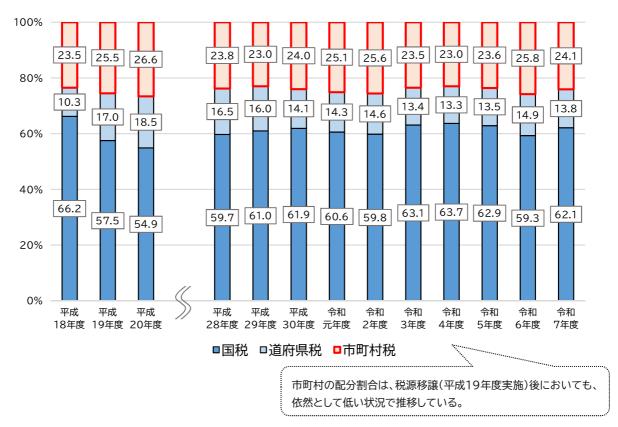
## 〔要望内容〕

個人住民税は、市町村の基幹税目であり、税収が安定していることを踏まえ、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。

-9-

# 【個人所得課税の配分割合の推移】

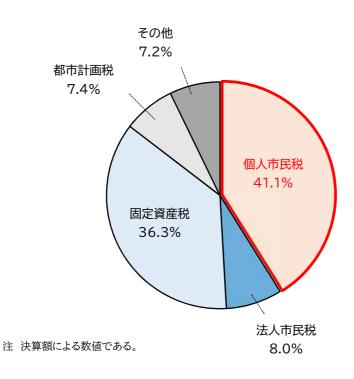
(平成18年度~令和7年度)



- 注1 平成18年度から令和5年度までは決算額、令和6年度及び令和7年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
  - 2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。
  - 3 平成30年度以降は、県費負担教職員制度の見直しに伴う道府県から指定都市への税源移譲を含む。
  - 4 国税のうち所得税の33.1%については地方交付税原資とされている。

#### 【指定都市の市税収入に占める個人市民税の割合】

(令和5年度)



-10-

# 5 固定資産税等の安定的確保

# 要望①

固定資産税は、国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ること。

#### [現状と課題]

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、 住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目であ る。

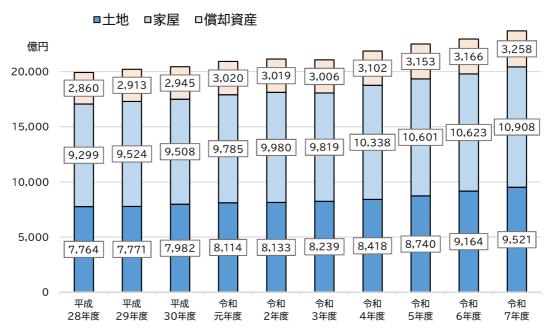
#### 〔要望内容〕

固定資産税は、国の経済対策等に用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、 その安定的な確保を図る必要がある。

また、令和3・4年度税制改正において講じられた負担調整措置の特例のように、課税標準額の上昇幅を抑制する等の措置は行うべきではない。

#### 【指定都市における固定資産税収の推移】

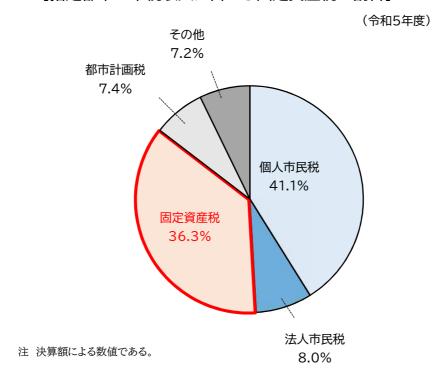
(平成28年度~令和7年度)



注1 平成 28年度から令和5年度までは決算額、令和6年度及び令和7年度は各市の当初予算額による数値である。 2 評価替え年度は、平成 30、令和3、6年度である。

(16) -11-

#### 【指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合】



# 要望②

償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。

#### 〔現状と課題〕

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約1.9兆円に上る貴重な安定財源となっている。

## 〔要望内容〕

償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがすものであり、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源の安定性を損なうことにもなることから、本制度を堅持すべきである。

-12-

(17)

# 要望③

土地に係る固定資産税の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

# 〔現状と課題〕

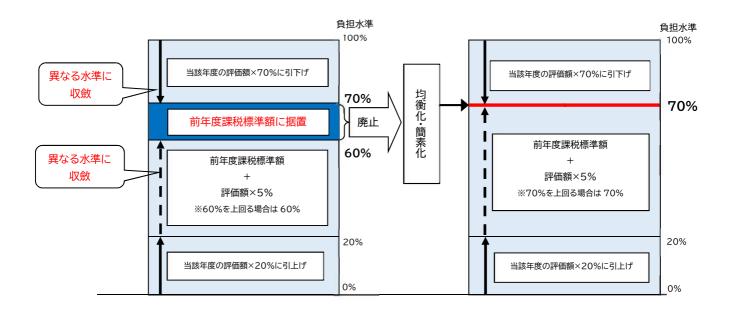
固定資産税に係る商業地等の据置特例については、課税の公平性の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)を60%から70%の据置ゾーンに収斂させることを重視した措置が講じられている。

その結果、地価が上昇している場合には負担水準60%に、地価が下落している場合には 負担水準70%に収斂され、評価額と税額の高低が逆転する現象が生じるなど、据置ゾーン 内において税負担の不公平な状態を固定化しているとともに納税者にとって分かりにくい制 度となっている。

# 〔要望内容〕

土地の負担調整措置については、安定的な財源を確保しつつ、負担水準の均衡化及び負担 調整措置の簡素化を図るため、住宅用地と同様に商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担 水準を70%に収斂させる必要がある。

## 【負担調整措置の仕組み(商業地等)】



(18) -13-

# 要望④

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

#### 〔現状と課題〕

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、政策効果が不明確なものがあるなど、なお見直しが不十分な状況にある。

# 〔要望内容〕

税負担の公平性の観点から適当でないものについては見直しを進めるとともに、国の施策により地方税に影響を及ぼすものについては、地方自治体の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

特に、固定資産税に係る非課税、課税標準の特例、減額措置等については、住宅ストックの充足や空き家の増加といった現状を踏まえて新築住宅に係る減額措置を見直すなど、社会経済の情勢等を踏まえ、廃止・縮減も含めた抜本的な見直しを行う必要がある。なお、見直しに当たっては、税負担の公平性、固定資産税の安定的確保や地方自治体の自主性・自立性の確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させるべきである。

-14-

# 6 国庫補助負担金の改革

# 要望①

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を 国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全 額税源移譲すること。

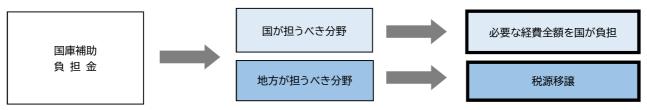
## 〔現状と課題〕

地方は行政サービスの提供に大きな役割を有しているが、役割分担に応じた税の配分になっておらず、国の関与・義務付けがある国庫補助負担金による対応となっているため、地方の主体的かつ効率的な行政サービスの提供が妨げられている。

#### 〔要望内容〕

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で主体的かつ効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

# 【「国庫補助負担金の改革」のイメージ】



## 【税源移譲すべき国庫補助負担金】

事 項		主なもの	令和7年度予算額
奨励的補助金 (地財法第 16 条関係)	投資	防災·安全社会資本整備交付金 社会資本整備総合交付金	1 兆 1,187億円
	経常	子ども・子育て支援交付金 重層的支援体制整備事業交付金	3,811 億円
	義務	地域生活支援事業費等補助金 疾病予防対策事業費等補助金	1,381億円
国庫負担金 (地財法第10条関係)	投資	防災·安全社会資本整備交付金 社会資本整備総合交付金	1 兆487億円
	経常	森林病害虫等防除事業費補助金	4億円
	義務	子どものための教育・保育給付交付金 義務教育費国庫負担金	3 兆5,237億円
		小計	6 兆 2,107 億円
エネルギー対策特別会計		二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	671 億円
合計			6 兆 2,778 億円

注 平成16年7月に指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分に、それ以降新設された国庫補助 負担金のうち税源移譲すべきものを追加したもの。今後も整理を行い、地方が担うべき分野として税源移譲すべき国庫補 助負担金があれば追加していく。

# 要望②

税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するととも に、超過負担を解消すること。

また、地方にとって自由度が高く活用しやすい制度とすること。

#### 〔現状と課題〕

国庫補助負担金については、地方が必要とする額が措置されておらず、特に保育所等運営費や障害者自立支援給付費については、多額の超過負担が生じている。また、国の関与があるため、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で主体的かつ効率的に提供することを妨げている。

#### 〔要望内容〕

税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

また、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素 化、国庫債務負担行為の柔軟な設定等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度 となるよう見直しを進めるべきである。

なお、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは決して行うべきでない。

# 【国庫支出金対象事業における指定都市の主な超過負担】 <sub>(単位:億円)</sub>

事 業	総事業費	単 独 事業費 ②	あるべき 補助基本額 ③	補助基本額 ④	<b>4</b> /3	超過負担 ⑤ (③-④)	左に対する あるべき補助金 ⑤×各補助率
保育所等運営費	8,027	487	7,540	6,649	88.2%	891	448
障害者自立支援 給付費	9,062	134	8,928	8,498	95.2%	430	244
小·中学校 校舎建設費	651	133	518	298	57.5%	220	95
小学校	454	113	341	176	51.6%	165	72
中学校	197	20	177	122	68.9%	55	23
小·中学校 屋内運動場建設費	79	12	67	36	53.7%	31	14
小学校	41	7	34	20	58.8%	14	7
中学校	38	5	33	16	48.5%	17	7
合 計	17,819	766	17,053	15,481	90.8%	1,572	801

- 注1 補助基本額及び国庫支出金については、令和7年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。
- 2 保育所等運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。

-16-

- また、単に各市の政策的判断により継ぎ足して実施した事務事業に係る経費については単独事業扱いとする。
- 3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含まない。

# 7 国直轄事業負担金の廃止

# 要望①

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

#### 〔現状と課題〕

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において、直轄道路・直轄河川については、事務・権限の移譲及び財源措置の考え方が示されたが、国直轄事業負担金の廃止や税源移譲には触れられておらず、地方の意見を十分に反映したものとなっていない。加えて、道路・河川以外の国直轄事業については、国において地方の意見を踏まえ、考え方を早急に明示すべきにもかかわらず、未だに何ら示されていない状況である。

# 〔要望内容〕

真の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の責任で整備を行い、地方負担は廃止すべきである。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すべきである。なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施に当たっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、負担金を支出する地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から地方と十分に協議を行い、合意形成できる制度とし、また、その際には詳細な説明と速やかな情報提供を行うべきである。

(22) -17-

# 【国直轄事業(整備分)に対する指定都市の負担】

# 国に対して直接支出しているもの

(単位:百万円)

事業名	指定都市における 国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
国道	84,492	29,713	35.2%
港湾	77,951	28,646	36.7%
함	162,443	58,359	35.9%

注 指定都市の負担額は令和5年度決算による数値である。

#### 道府県等を通じて負担しているもの

(単位:百万円)

			(手位・ロ/リリ)
事業名	国直轄事業費	指定都市の負担額	負担割合
港湾	21,833	4,218	19.3%
農業農村整備	6,760	90	1.3%
公園	1,598	168	10.5%
空港	19,790	1,875	9.5%
計	49,981	6,351	12.7%

-18-

注 指定都市の負担額は令和5年度決算による数値である。

# 8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

# 要望①

地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要などを適切に踏まえ、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。

また、具体的な算定方法を早期に明示することにより、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

#### 〔現状と課題〕

地方交付税は地方の固有財源であり、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを 提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつ。

地方では、激甚化・頻発化する自然災害への対応やインフラ老朽化対策等の防災・減災、 国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となる ことに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組 等、重要な施策を積極的に推進していく必要がある。加えて、人件費の増加や物価高の長期 化により、財政需要の更なる増大が懸念されるところである。このほか、国の税制改正の影響による地方財源不足額の拡大も懸念される。

特に指定都市は、住民に最も身近な基礎自治体としての役割に加え、圏域における中枢都市として、日本経済の持続的な成長や新たな行財政課題の解決に向けて先駆的かつ先導的な役割を果たしている一方、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題に対応するための都市インフラの整備や福祉等、大都市特有の財政需要を抱えているが、税財政上の措置は十分ではない。

#### 〔要望内容〕

今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要、地方税等の収入を地方財政計画に適切に計上し、必要な地方交付税額を確保した上で、算定においても的確に反映させるべきである。なお、地方交付税を補助金のような政策誘導手段として用いることや、地方交付税額の大都市に限定した削減並びに地方が保有する基金の増加や現在高を理由とした削減は決して行うべきでない。

また、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示することにより、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すべきである。

#### 【地方交付税の状況】

	平成15年度 決定額	令和6年度 決定額	増減額	増減率
全国総額	18兆 693億円	19兆8, 597億円 〈19兆4, 458億円〉	1兆7, 904億円 〈1兆3, 765億円〉	9. 9% 〈7. 6%〉
市町村分	8兆 908億円	9兆8, 267億円 〈9兆6, 487億円〉	1兆7, 359億円 〈1兆5, 579億円〉	21. 5% 〈19. 3%〉
指定都市総額	9,433 億円	1兆1, 000億円 〈1兆592億円〉	1, 567億円 〈1, 159億円〉	16. 6% 〈12. 3%〉

- 注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。
  - 2 地方交付税(全国総額・指定都市総額)のうち、令和6年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。
  - 3〈〉内は臨時財政対策債償還基金費を除いた場合の金額等

# 要 望 ②

地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速 やかに廃止すること。

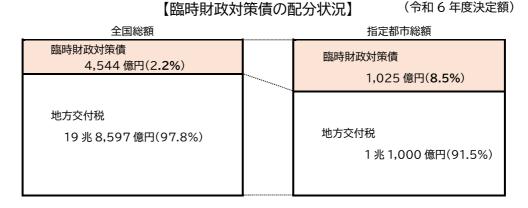
#### 〔現状と課題〕

臨時財政対策債は、地方財源不足の解消のため、平成13年度から3年間の臨時的措置として導入されて以来、繰り返し延長されてきた。近年、臨時財政対策債の総額の抑制が図られ、令和7年度において、制度開始以来、初めて新規発行額がゼロとなったものの、制度の廃止には至っておらず、今後の社会経済情勢によっては、再び臨時財政対策債の発行により地方財源不足を補塡せざるをえない状況になることが懸念される。

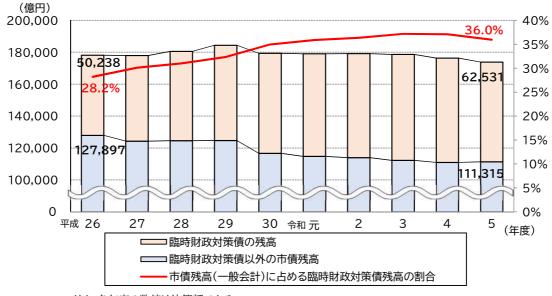
また、臨時財政対策債はこれまで指定都市へ相対的に多く配分されてきており、市債残高削減の支障となっている。

#### 〔要望内容〕

地方財源不足の解消は、国の責任により地方交付税の法定率引上げなどによって対応し、 臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。また、既往債の元利償還金については、その 全額を将来にわたり確実に措置すべきである。



## 【一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合(指定都市総額)】



- 注1 各年度の数値は決算額である。
  - 2 残高は、満期一括償還に備えた減債基金積立額を控除した額である。

-20- (25)

# 9 地方債制度の充実

# 要望①

緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び脱炭素化推進事業債について、令和7年度までとされている事業期間を延長すること。さらには、恒久的な措置とするなど重点的な支援を行うこと。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策を進められるよう、恒久的な措置とすること。

# 〔現状と課題〕

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震等に備えるべく、浸水対策、土砂災害対策、インフラ耐震化等の防災・減災対策が急務となっていることに加え、脱炭素化社会の実現に向け、地域の脱炭素化への取組が求められているが、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び脱炭素化推進事業債は、令和7年度までの時限措置とされている。

また、公共施設等適正管理推進事業債は長寿命化事業など対象事業の一部について公用施設が対象とされていないほか、時限的な措置となっているため、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で進めることができない。

#### 〔要望内容〕

緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び脱炭素化推進事業債については、 激甚化・頻発化する自然災害への対応やインフラ老朽化対策、地域の脱炭素化を引き続き推 進していくため、令和7年度までとされている事業期間を延長すべきである。さらには切れ 目なく計画的に事業を推進していくためにも、恒久的な措置とするなど、重点的な支援を行 うべきである。

公共施設等適正管理推進事業債については、全ての対象事業で、災害対策等において重要な役割を担う庁舎や消防署などの公用施設を対象とするとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって対策を進める必要があることから、令和8年度までの時限措置でなく、恒久的な措置とすべきである。

(26) -21-

# 要望②

地方債のうち公的資金について、指定都市への配分を増やすとともに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

#### 〔現状と課題〕

公的資金については、指定都市への配分が少ない状況であり、また、一般会計債における 地方債の償還期限は、原則30年以内とされているが、法定耐用年数が30年を超える施設 が存在し、世代間で負担の公平性が保たれていない。

# 〔要望内容〕

将来の公債費負担を軽減するため、地方債のうち公的資金について、安定的な資金量の確保により指定都市への配分を増やすべきである。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長を図るなど、弾力的運用を行うべきである。

-22-

(27)

# 令和7年度 大都市財政の実態に即応する 財源の拡充に関する調

指 定 都 市

# 图 次

# <税制関係>

1	真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	個人住民税の一層の充実	4
5	固定資産税等の安定的確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
<則	<b>  政関係&gt;</b>	
6	国庫補助負担金の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	国直轄事業負担金の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8	地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9	地方債制度の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

#### 1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

令和7年度要望

#### 結果の概要

#### 要望(1)

税源移譲により、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていくこと。

#### [現状と課題]

現状における国・地方間の「税の配分」は6:4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3:7となっており、依然として大きな乖離がある。

#### 〔要望内容〕

地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

#### 要望(2)

地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

#### [現状と課題]

地方自治体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、 単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分す る制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣 旨にも反する不適切な制度である。

#### [要望内容]

地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

(要請が反映された項目・内容)※一部反映された項目・内容も記載

○ なし。

なお、令和7年度与党税制改正大綱「第一 令和7年度税制改正の基本的な考え方」 において、

・「地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。」

とされた。

#### (要請が反映されなかった項目・内容)

○ 全項目・内容。

# 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

令和7年度要望	結 果 の 概 要
要望① 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。 特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。	【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】  (要請が反映された項目・内容)※一部反映された項目・内容も記載   なし。
[現状と課題] 指定都市は、圏域の中枢都市としての役割や、人口の集中・産業 集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えて いるが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割 合が極めて低くなっている。	
[要望内容] 指定都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることを踏まえ、消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すべきである。 特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備等の財政需要を賄うにふさわしい都市税源であるため、より一層の充実を図る必要がある。 また、法人住民税についても、法人が市町村から産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることによる、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、その配分割合の拡充を図る必要がある。	<ul><li>(要請が反映されなかった項目・内容)</li><li>○ 全項目・内容。</li></ul>

#### 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

令和7年度要望

#### 吉 果 の 概 要

#### 要望(1)

道府県から指定都市への移譲事務について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

#### 〔現状と課題〕

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限(以下「大都市特例事務」という。)を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。

#### [要望内容]

指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置 不足額については、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数 税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特 例税制を創設すべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から 指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定 都市への税制上の措置を講ずるべきである。 【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

(要請が反映された項目・内容)※一部反映された項目・内容も記載

○ なし。

なお、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和6年12月24日閣議 決定)中、「3事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援」において、

・「事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された 事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負 担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、 研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。」

とされた。

#### (要請が反映されなかった項目・内容)

全項目・内容。

#### 4 個人住民税の一層の充実

令和7年度要望 果  $\mathcal{D}$ 概 要望(1) 【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】 市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、 (要請が反映された項目・内容)※一部反映された項目・内容も記載 国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図るこ ہ ع 〇 なし。 「現状と課題〕 個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税である。 指定都市の市税収入のうち約4割を占める基幹税目となって おり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極 めて重要な税源である。 (要請が反映されなかった項目・内容) 平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移 譲が実現したものの、依然として市町村への配分割合は低い状況 全項目・内容。 で推移している。 令和7年度与党税制改正大綱において、いわゆる「年収103万円の壁」に関し、所得 税・個人住民税の控除額引き上げ等の方針が示された。 [要望内容] 個人住民税は、市町村の基幹税目であり、税収が安定している ただし、「第一 令和7年度税制改正の基本的な考え方」において、 ことを考慮し、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層 「個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除 の充実を図る必要がある。 の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案 し、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養 親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げについて対応する」 「仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、 歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を 講ずるものとする。」 とされた。

#### 5 固定資産税等の安定的確保

令和7年度要望

#### 【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

#### 要望(1)

固定資産税は、国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ること。

#### 「現状と課題〕

固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、 税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を 安定的に支える上で極めて重要な基幹税目である。

#### [要望内容]

固定資産税は、国の経済対策等に用いず、今後も公平かつ簡素な税 制を目指すとともに、その安定的な確保を図る必要がある。

また、令和3・4年度税制改正において講じられた負担調整措置の 特例のように、課税標準額の上昇幅を抑制する等の措置は行うべき ではない。

#### 要望(2)

償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。

#### 「現状と課題〕

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を 行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対す る応益負担であり、市町村全体で約1.9兆円に上る貴重な安定財源 となっている。

#### 「要望内容]

償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減を行うことは、市町村財 政の根幹を揺るがすものであり、産業振興、地域活性化に取り組む市 町村の自主財源の安定性を損なうことにもなることから、本制度を 堅持すべきである。

(要請が反映された項目・内容)※一部反映された項目・内容も記載

果

○ 要望① 固定資産税の安定的な確保

令和3・4年度税制改正において講じられた負担調整措置の特例のような、課税 標準額の上昇幅を抑制する等の措置は行われなかった。

 $\mathcal{O}$ 

- 要望② 僧却資産に対する固定資産税の制度の堅持 償却資産に対する固定資産税の制度については、廃止等の大幅な見直しはされず、 堅持された。
- 要望④ 地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化 令和7年度与党税制改正大綱「第一 令和7年度税制改正の基本的な考え方」に おいて、
  - ・「租税特別措置等は、(略)税負担の歪みを生じさせる面があり、税制の「公平・ 中立・簡素」の基本原則に鑑み、真に必要なものに限定していくことが極めて重 要である。このため、租税特別措置等の創設や拡充を行う場合は、財源の確保に 加え、全体の項目数の抑制に配意すべきである。具体的には、毎年度、期限が到 来するものを中心に、各措置の適用実態を検証し、政策効果や必要性を見極めた 上で、廃止を含めたゼロベースで見直す。また、存置するものも、各措置の政策 意義、効果、性質等に応じて適切な適用期間を設定する。」

とされ、「第三 検討事項」において、

「新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置については、社会経済の情勢等を 踏まえ、安全安心な住まいの実現など住生活の安定の確保及び向上の促進に向け 国として推進すべき住宅政策との整合性を確保する観点から、地方税収の安定的 な確保を前提に、そのあり方について検討する。」

とされた。

#### 要望③

土地に係る固定資産税の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

#### 〔現状と課題〕

固定資産税に係る商業地等の据置特例については、課税の公平性の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)を60%から70%の据置ゾーンに収斂させることを重視した措置が講じられている。

その結果、地価が上昇している場合には負担水準60%に、地価が下落している場合には負担水準70%に収斂され、評価額と税額の高低が逆転する現象が生じるなど、据置ゾーン内において税負担の不公平な状態を固定化しているとともに納税者にとって分かりにくい制度となっている。

#### [要望内容]

土地の負担調整措置については、安定的な財源を確保しつつ、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、住宅用地と同様に商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる必要がある。

#### 要望(4)

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

#### [現状と課題]

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、政策効果が不明確なものがあるなど、なお見直しが不十分な状況にある

#### 〔要望内容〕

税負担の公平性の観点から適当でないものについては見直しを進めるとともに、国の施策により地方税に影響を及ぼすものについては、地方自治体の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

特に、固定資産税に係る非課税、課税標準の特例、減額措置等については、住宅ストックの充足や空き家の増加といった現状を踏まえて新築住宅に係る減額措置を見直すなど、社会経済情勢の変化を考慮して、廃止・縮減も含めた抜本的な見直しを行う必要がある。なお、見直しに当たっては、税負担の公平性、固定資産税の安定的確保や地方自治体の自主性・自立性の確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させるべきである。

#### (要請が反映されなかった項目・内容)

○ 上記以外の項目・内容。

要望①、④について、令和7年度与党税制改正大綱「第一 令和7年度税制改正 の基本的な考え方」において、

・「生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、その適用期限を2年に限り延長する」

とされた。

#### 6 国庫補助負担金の改革

令和7年度要望

#### 吉 果 の 概 嬰

#### 要望(1)

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な 経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金 を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

#### 「現状と課題〕

地方は行政サービスの提供に大きな役割を有しているが、役割分担に応じた 税の配分になっておらず、国の関与・義務付けがある国庫補助負担金による対応 となっているため、地方の主体的かつ効率的な行政サービスの提供が妨げられ ている。

#### [要望内容]

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で主体的かつ効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

#### 要望②

税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

また、地方にとって自由度が高く活用しやすい制度とすること。

#### 「現状と課題〕

国庫補助負担金については、地方が必要とする額が措置されておらず、特に保育所等運営費や障害者自立支援給付費については、多額の超過負担が生じている。また、国の関与があるため、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で主体的かつ効率的に提供することを妨げている。

#### [要望内容]

税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

また、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務 手続の簡素化、国庫債務負担行為の柔軟な設定等、地方にとって、より自由度が 高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。

なお、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは決して行うべきでない。

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

(要請が反映された項目・内容)※一部反映された項目・内容も記載

○ なし。

なお、文部科学省の令和7年度予算のポイントの「公立学校施設の整備」において、建築単価が対前年度比で+10.0%(標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増)とされた。

#### (要請が反映されなかった項目・内容)

○ 全項目・内容。

国庫補助負担金の廃止・所要額の全額税源移譲及び超過負担の解消については、 明確な国の方針が示されなかった。

#### 7 国直轄事業負担金の廃止 令和7年度要望 果 $\mathcal{O}$ 概 要 要望(1) 【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた (要請が反映された項目・内容)※一部反映された項目・内容も記載 国直轄事業については、地方負担を廃止すること。 また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源 ○ なし。 移譲すること。 「現状と課題〕 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年 12月20日閣議決定)において、直轄道路・直轄河川については、 事務・権限の移譲及び財源措置の考え方が示されたが、国直轄事業負 担金の廃止や税源移譲には触れられておらず、地方の意見を十分に 反映したものとなっていない。加えて、道路・河川以外の国直轄事業 については、国において地方の意見を踏まえ、考え方を早急に明示す べきにもかかわらず、何ら示されていない状況である。 [要望内容] 真の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担の見直しを 行った上で、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、 (要請が反映されなかった項目・内容) 国の責任で整備を行い、地方負担は廃止すべきである。 全項目·内容。 また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税 源移譲すべきである。 国直轄事業負担金の廃止及び所要額の全額税源移譲については、明確な国の方針 なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施 が示されなかった。 に当たっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、

負担金を支出する地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から地方と十分に協議を行い、合意形成できる制度とし、また、その際には詳細な説明と速や

かな情報提供を行うべきである。

#### 8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

令和7年度要望

#### 7/4 2/4 12 19t

#### 要望(1)

地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要などを適切に踏まえ、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。

また、具体的な算定方法を早期に明示することにより、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

#### [現状と課題]

地方交付税は地方の固有財源であり、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつ。

地方では、激甚化・頻発化する自然災害への対応としての防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等、重要な施策を積極的に推進していく必要がある。加えて、物価高の状況によっては、財政需要の更なる増大が懸念されるところである。

特に指定都市は、住民に最も身近な基礎自治体としての役割に加え、圏域における中枢都市として、日本経済の持続的な成長や新たな行財政課題の解決に向けて先駆的かつ先導的な役割を果たしている一方、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題に対応するための都市インフラの整備や福祉等、大都市特有の財政需要を抱えているが、税財政上の措置は十分ではない。

#### [要望内容]

今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要、地方税等の収入を地方財政計画に適切に計上し、必要な地方交付税額を確保した上で、算定においても的確に反映させるべきである。なお、地方交付税を補助金のような政策誘導手段として用いることや、地方交付税額の大都市に限定した削減並びに地方が保有する基金の増加や現在高を理由とした削減は決して行うべきでない。

また、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示することにより、各地方自治体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

(要請が反映された項目・内容)※一部反映された項目・内容も記載

○ 地方交付税必要額の確保

社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が、様々な行政課題に 対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、 令和 6 年度を上回る額を確保。

 $\mathcal{O}$ 

地方財政の健全化に取り組み、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロ。

(令和7年度地方財政対策)

- ・地方財政計画の規模 97 兆 100 億円(前年度比+3 兆 3,700 億円、+3,6%程度)
- 一般財源総額67 兆 5, 414 億円(前年度比+1 兆 8, 435 億円、+2, 8%)
- ・一般財源総額(水準超経費を除く交付団体ベース)

63 兆 7,714 億円 (前年度比+1 兆 535 億円、+1.7%)

・地方交付税の総額 18 兆 9,574 億円(前年度比+2,904 億円、+1,6%)

(内訳)・国税4税の法定率分

19 兆 5, 222 億円

一般会計における加算措置

929 億円

要

• 国税減額補正精算等

▲7,303 億円

特別会計分

727 億円

• 臨時財政対策債

0 億円(前年度比▲4.544 億円、皆減)

○ 行政の効率化・地域の課題解決等のためのデジタル投資の推進等

担い手不足が急速に深刻化する中、自治体DX・地域社会DXの取組を加速するため、「デジタル活用推進事業費 (仮称)」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備に活用できるデジタル活用推進事業債(仮称)の発行を可能とする。

○ 安全・安心なくらしを実現するための地方独自の防災・減災対策

「緊急浚渫推進事業費」について、事業を拡充した上で、事業期間を延長(地財法改正)。 「緊急防災・減災事業費」について、消防・防災力の一層の強化を図るため、対象事業拡充。 「緊急自然災害防止対策事業費」について、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策を対象に追加。

令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえ、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充。

○ 地方公務員の給与改定等に要する地方財源の確保

の予見可能性を確保すべきである。

#### 要望(2)

地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応 し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

#### [現状と課題]

臨時財政対策債は、地方財源不足の解消のため、平成13年度から3年間の臨時的措置として導入されて以来、繰り返し延長されている。また、臨時財政対策債の総額は抑制が図られているものの、相対的に指定都市への配分割合が大きいため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の支障となっている。

#### 「要望内容]

地方財源不足の解消は、国の責任により地方交付税の法定率引上げなどによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。また、既往債の元利償還金については、その全額を将来にわたり確実に措置すべきである。

令和6年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について、所要額を計上。

教職調整額の率の引上げに伴う令和7年度の地方負担(113億円)について、全額地方財 政計画の歳出に所要額を計上し、必要な財源を確保。

令和7年度の給与改定に備え、一般行政経費(単独)に「給与改善費(仮称)」(2,000 億円)を計上。

#### (要請が反映されなかった項目・内容)

設以来、初めて発行額がゼロとされた。

- 地方交付税の法定率引上げ 総務省から概算要求時に継続して事項要求されたが、実現されなかった。
- 臨時財政対策債の廃止 廃止については、明確な国の方針が示されなかった。ただし、令和7年度の臨時財政対策 債は、地方財政の健全化の取組により、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創
- 地方交付税の予見可能性の確保 具体的な算定方法の早期明示については、新たな進展はなかった。

#### 9 地方債制度の充実

令和7年度要望

#### 結果の概要

#### 要望(1)

公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とするとともに、長期的な視点で計画的に対策を進められるよう、恒久的な措置とすること。

#### 「現状と課題〕

公共・公用施設の老朽化が進むとともに、昨今の大規模災害を教訓とした災害への備えが急務であるため、財政的な負担が増す見込みであるが、公共施設等適正管理推進事業債は長寿命化事業など対象事業の一部について公用施設が対象とされていない。また、時限的な措置となっているため、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で進めることができない。

#### [要望内容]

公共施設等適正管理推進事業債については、全ての対象事業で、災害対策等において重要な役割を担う庁舎や消防署などの公用施設を対象とするとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって対策を進める必要があることから、令和8年度までの時限措置でなく、恒久的な措置とすべきである。

#### 要望②

地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、指定都市への配分を増やすとともに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

#### [現状と課題]

公的資金については、借入利率の小数第2位以下を切り上げることなどにより、利率が高くなることに加え、指定都市への配分が少ない。

また、一般会計債における地方債の償還期限は、原則30年以内とされているが、法定耐用年数が30年を超える施設が存在し、世代間で負担の公平性が保たれていない。

#### [要望内容]

将来の公債費負担を軽減するため、地方債のうち公的資金について、貸付金利の設定を全て小数第3位へ引き下げるなど、負担軽減に寄与する借入条件の改善を図るとともに、安定的な資金量の確保により指定都市への配分を増やすべきである。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長を図るなど、弾力的運用を行うべきである。

【国の対応状況、検討状況等を含め具体的に記載】

|(要請が反映された項目・内容)※一部反映された項目・内容も記載|

○ なし。

なお、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等 に伴う施設の除却事業が、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業) の対象に追加された。

#### (要請が反映されなかった項目・内容)

○ 全項目・内容。

公的資金の借入条件及び地方債の償還期間について、明確な国の方針が示されなかった。

# 大都市財源拡充に関する要望運動の進め方(案)について

#### 1 方 針

- (1) 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」(以下「青本」という。) 及び「税制改正要望事項」に基づいて、関係方面における政策審議過程の最も効果的な 段階に、政府及び税制調査会並びに各政党等に対する要望運動を行うこととする。
- (2) 中央情勢の動向に対応して必要があるときには、緊急要望書を作成し、関係方面に対する要望運動を行うこととする。

#### 2 具体的方法

- (1) 青本に基づく要望運動について
  - ① 政府及び政党

時 期:10月中下旬を目安

要望者:幹事市の市長・議長

要望先:総務省、内閣府、内閣官房、財務省、各政党

(自民党、総務省以外は、事務局が代行して事務渡し)

② 政府税制調査会(特別委員を含む。)及び経済財政諮問会議

時 期:①の政府及び政党への要望以降

要望者:①により要望する以外の委員及び構成員について、事務局で事務渡し

- ※ ①及び②については、「税制改正要望事項」に基づく要望運動も併せて実施する。
- ③ 衆議院・参議院総務委員会、政党(党派別要望)及び地元選出国会議員 税財政関係特別委員長会議 (座長:幹事市の委員長)を10月上中旬に開催し、下記の

要望運動の進め方について協議する。

ア衆議院・参議院総務委員会

時期:①の政府及び政党への要望以降

※近年、秋の臨時国会の初日に委員長が指名されており、臨時国会の召集時期に 応じて時期は変動する。

要望者:幹事市の税財政関係特別委員長

要望先:衆・参総務委員会委員長など

イ 政党(党派別要望)

時期:11月上中旬を目安(政党と要調整)

要望者:各市の税財政関係特別委員等(座長:別途定める担当市)

※日本維新の会は、党の意向によりWEB開催の可能性あり。

ウ 地元選出国会議員

時 期:①の政府及び政党への要望以降~11月下旬を目安(各国会議員と要調整)

要望者:各市の税財政関係特別委員

# (2) 政党税制調査会等に対する要望運動

党の定める方法等に則って要望運動を実施する。

陳 述 日: 政党が設定する日 陳 述 者: 原則として会長

陳述方法:自民党政策懇談会等の政党が設定する場で要望陳述

## (3) 緊急要望書に基づく要望運動について

緊急要望を行うときは、その内容及び活動の具体的方法を別途協議のうえ定める。

## (参考)

#### ○青本・税制改正要望の要望先等について

要望項目	要望先	要望者
青本	政府・政党、政府税調(特別委員含む)、 経済財政諮問会議、衆参総務委員会 等	指定都市 (市長・議長)
税制改正要望	政府・政党、政府税調(特別委員含む)、 政党税調、経済財政諮問会議	指定都市市長会